

千葉市手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を支援するため、手話を用いて通訳の業務を行う者（以下「手話通訳者」という。）を派遣することにより、聴覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は千葉市とする。ただし、事業の実施は、社会福祉法人等（以下「事業実施者」という。）に委託して行うことができる。

(派遣対象者)

第3条 手話通訳者の派遣の対象となる者は、次の（1）から（4）の各号のすべてに該当する者又は（5）に該当する団体とする。

- （1）本市に住所を有する者であること。
- （2）身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者等であること。
- （3）原則として18歳以上の者であること。
- （4）派遣対象理由に該当する者であること。
- （5）市長が特に認めた団体

(派遣対象理由)

第4条 手話通訳者の派遣の対象となる理由は、次のいずれかに該当する場合で、かつ、適當な意思伝達の仲介機能の任に当たる者が得られない場合とする。ただし、継続的又は長期的に派遣が必要とされる場合は、除くものとする。

- （1）公的機関及び医療機関での用務等社会通念上必要不可欠な場合
- （2）会議、講演会等に参加する場合
- （3）その他市長が必要と認めた場合

(派遣の区域)

第5条 派遣の区域は、原則として市内とする。ただし、市外において適切な手話通訳者が得られない場合は、千葉県内及び県外の他市区町村についても派遣できるものとする。

(派遣の申し込み)

第6条 手話通訳者の派遣を希望する者は、派遣を希望する日の1週間前までに、市長に申し込みをするものとする。ただし、緊急の場合は、ファクシミリ等の方法により派遣の申し込みができるものとする。この場合は、速やかに手続を行うものとする。

(通訳者の派遣)

第7条 市長は、手話通訳者の派遣の申し込みを受けたときは、事業実施者に派遣を依頼し、事業実施者は登録した手話通訳者の中から適当と思われる者を選定し、派遣するものとする。

(利用者負担)

第8条 利用者（手話通訳者の派遣を受ける者をいう。以下同じ。）の費用負担は、原則として無料とする。ただし、手話通訳者が派遣された場所から利用者と同行しての手話通訳者の交通費は、利用者の負担とする。

（活動報告）

第9条 ~~事業~~実施者は、毎月の手話通訳者の活動状況を市長に報告するものとする。

（守秘義務）

第10条 手話通訳者は、その業務を行うに当たり、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、手話通訳者の登録が抹消された後も同様とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 千葉市手話奉仕員・手話通訳者派遣事業実施要領は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に千葉市手話奉仕員・手話通訳者派遣事業実施要領において登録されている手話通訳者は、この要綱により登録された手話通訳者とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。